

地域森林計画変更計画書

森林計画区名	計 画 期 間
広渡川森林計画区	令和 2年4月1日 ~ 令和12年3月31日
耳川森林計画区	令和 3年4月1日 ~ 令和13年3月31日
一ツ瀬川森林計画区	令和 4年4月1日 ~ 令和14年3月31日
大淀川森林計画区	令和 5年4月1日 ~ 令和15年3月31日

令和5年変更

宮 崎 県

目 次

広渡川森林計画区

1 変更理由	
2 変更始期	
3 変更の内容	
II 計画事項	
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
第3 森林の整備に関する事項	2
第4 森林の保全に関する事項	11
第6 計画量等	14

耳川森林計画区

1 変更理由	
2 変更始期	
3 変更の内容	
II 計画事項	
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	17
第3 森林の整備に関する事項	18
第4 森林の保全に関する事項	27
第6 計画量等	30

一ツ瀬川森林計画区

1 変更理由	
2 変更始期	
3 変更の内容	
II 計画事項	
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	35
第3 森林の整備に関する事項	37
第4 森林の保全に関する事項	46
第6 計画量等	49

大淀川森林計画区

1 変更理由	
2 変更始期	
3 変更の内容	
II 計画事項	
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	53
第3 森林の整備に関する事項	54
第4 森林の保全に関する事項	63
第6 計画量等	66

広渡川森林計画区

1 変更理由

全国森林計画の策定に伴い計画事項の記載内容等に変更が生じたため、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき策定した広渡川地域森林計画書の一部を、同法第5条第5項に基づき変更する。

2 変更始期

令和6年4月1日から適用する。

3 変更の内容

① 「Ⅱ 計画事項」の「第2の1」を次のとおり変更する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮する。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

(1) 森林の整備及び保全の目標 【変更なし】

(2) 森林の整備及び保全の基本方針 【変更なし】

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 【変更なし】

② 「Ⅱ 計画事項」の「第3の1、2、3、6」を次のとおり変更する。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

市町村森林整備計画の作成に当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」を踏まえ、次の事項を指針として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して森林の立木竹の伐採に関する事項を定める。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で、災害の未然防止に留意し配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期及び森林の構成を勘案して定める。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺

や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。

伐採・搬出に当たっては、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」及び「県ガイドライン」に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意する。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により、一定の立木材積を維持する。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 【変更なし】

(3) その他必要な事項

ア 主伐の時期

人工林の主伐は、木材需要に対応できるように主伐の時期の多様化によるバランスのとれた年齢構成にしていくこととし、樹種ごとの生産目標に応じた時期に行う。

なお、しいたけ原木用のクヌギやナラ類については、それぞれの樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採する。

主伐時期の目安は表Ⅱ－５のとおりとする。

表Ⅱ－５ 主伐時期の目安

地 区	樹 種	主伐時期の 目安(年)	標 準 的 な 施 業 体 系	
			生 産 目 標	期待径級(cm)
広渡川 計画区	スギ	35 (70以上)	一般構造用材 (一般大径材)	28 (42以上)
	ヒノキ	40 (80以上)	一般構造用材 (一般大径材)	26 (40以上)
	クヌギ	10	しいたけ原木	12

イ 被害木であること等の理由により伐採を促進すべき森林

制限林や特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林以外の森林で、風害、病虫害等の被害を受けているもの又は高齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易であると認められるものは、その伐採を促進する。

ウ 無断伐採の未然防止（伐採届旗等の提示）

伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため市町村が発行する伐採届旗等の掲示を推進する。また、県や市町村等関係者が連携して伐採パトロールを実施し、無断伐採の未然防止を図る。

エ その他の留意事項

伐採箇所が道路などの公共施設や人家などに隣接する場合は、必要に応じて保護樹帯を設けるとともに、残材を含め山地崩壊や土砂の流出など災害等が発生しないよう防止対策に努める。

また、伐採後は枝葉の河川等への流出防止対策に努めるものとし、現地条件に適した更新方法によりすみやかに更新を行う。

さらに、伐採に当たっては隣接森林所有者との境界確認を行うなど、森林境界の明確化に努める。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の「森林整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項を指針として、造林に関する事項を定める。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

なお、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定める。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土

壤等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や花粉の少ない苗木の増加に努める。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件などに適合した樹種を選定する。

なお、苗木の選定に当たって上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士又は林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種ごとに、表Ⅱ－6の植栽本数を基礎として、自然条件、既往の造林方法等を勘案して、植栽本数を定める。

また、活着が良く成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

表Ⅱ－6 樹種別・植栽本数

樹 種	植栽本数 (本/ha)
ス ギ	1,500～ 3,000
ヒ ノ キ	2,000～ 3,500
ク ヌ ギ	2,000～ 3,500

上記の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士又は林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を選定する。

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。

また、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して機械地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業など作業の効率化に努める。

b 植付け方法

気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して適期に植え付けるものとする。

また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用に努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、皆伐による伐採跡地で人工造林による更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了する。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了する。

(2) 天然更新に関する指針 【変更なし】

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 【変更なし】

(4) その他必要な事項

ア 優良苗木の生産拡大

(ア) 林業用苗木の生産に関する技術研修や指導等を実施し、苗木生産者の確保・育成を図る。

(イ) 需給動向の把握や生産者への情報提供、DNA鑑定に基づく系統の確かな採穂園や指定採種源の拡充、生産施設の整備支援などにより、花粉の少ない苗木などの優良苗木の安定供給体制を整備する。

(ウ) 初期成長に優れたエリートツリーについては、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター九州育種場等と連携協力して認定特定増殖事業者の取組を支援し、その母樹からなる苗木の生産を促進する。

(エ) 植栽時期の制約が少なく、労働力の分散投入が可能なコンテナ苗の生産施設整備への支援などにより、コンテナ苗の生産拡大と普及を図る。

イ その他

造林に関するその他の必要な事項については、県林業技術センター等と連携し、地域の気候風土や自然条件等に適した施業方法等を定める。

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」及び第6の2の「間伐面積」を踏まえ、次の事項を指針として、間伐及び保育に関する事項を定める。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 【変更なし】

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、表Ⅱ-8に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により、経営管理の集積・集約化を進める。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

- (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林所有者自らが経営管理できない森林については、森林経営管理制度に基づく市町村や「ひなたのチカラ林業経営者」による適切な経営管理を推進する。

また、公益性の高い森林については、森林環境譲与税を活用した市町村による針広混交林化や広葉樹林化を促進する。

- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業従事者の確保・育成

就業相談会の開催や就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による新規就業者の確保や、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーターの養成研修の実施など段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れの検討等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による労働環境の改善を図る。

イ 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進する。

また、森林組合と林業事業体の事業連携や林業事業体の法人化・協業化の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成する。

ウ 林業後継者の育成

林業研究グループ等の先導的活動への支援や経営・技術等に関する研修の実施等により、経営感覚に優れた地域の次の世代を担う林業後継者の育成に努める。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化、作業の省力化、軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の実証及び導入を推進するとともに、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用など、利用体制の整備について取り組むこととする。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材（原木）流通の合理化

流域を単位として計画的な素材生産を推進し、共同出材等により出材ロットの拡大を図るとともに、今後の素材生産量の増大や大型製材工場の需要に対応するため、木材加工施設等への直納や他流域の原木市場との連携などにより、地域の状況を踏まえて、安定的・効率的な流通・加工体制の整備を促進する。

また、素材生産業者、流通業者及び民有林・国有林が一体となってまとまりのある原木の安定的確保を図り、流通の合理化に努める。さらに、木質バイオマス発電施設等への林地残材等の安定供給体制の整備に努める。

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

イ 木材加工の大型化・省力化・高次加工化

木材生産量の増大、県外を中心に急速に多様化する需要者ニーズ等に適確に対応していくため、大型製材工場単独での規模拡大や複数の製材工場等との連携による生産の効率化を図るとともに、JAS規格等に適合する高品質材や乾燥材等の高次加工製品の安定的供給体制の整備を促進する。

また、増加する大径材の加工に対応した生産ラインの整備・充実を進めるとともに、県木材利用技術センターなどと連携し、新たな用途の開発等に努める。

ウ 木材需要の拡大の推進

木材・住宅業界の連携によるスギ大径材を利用した家づくりや、県内外への県産材の普及やPR、販路の拡大に努め、大口需要者等の多様なニーズに対応する供給体制の整備を図り、「みやざきスギ」ブランドの確立に努める。

また、公共施設等の木造化・木質化の推進に努めるとともに、公共工事における木材利用を促進する。

(6) その他必要な事項

森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進する。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。

③ 「Ⅱ 計画事項」の「第4の1、2」を次のとおり変更する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努める。

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 【変更なし】
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 【変更なし】

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域の環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとし、次の点に留意する。

ア 土石の切取、盛土その他土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容等を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

ウ 太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項 【変更なし】

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針 【変更なし】

(2) 保安施設地区の指定に関する方針 【変更なし】

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、山地災害危険地区等でのきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制、森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化、流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減、海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備に取り組むこととし、こうした対策の実施に当たっては流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

また、海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓や「復興・創生期間」における事業実績等を踏まえ、防潮工、盛土工、植栽工等について、津波に対する被害の軽減効果が発揮されるよう考慮しつつ実施する。

このような観点から、治山事業の計画量を表Ⅱ-23のとおり計画する。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定する。その整備に当たっては、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第3に定める「森林の立竹木の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図る。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の状況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図る。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項 【変更なし】

④ 「Ⅱ 計画事項」の「第6の1、2、3、4」を次のとおり変更する。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

表Ⅱ-15

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,603	2,474	129	(変 更 な し)			355	355	-
うち前半5年分	1,381	1,315	66	(変 更 な し)			225	225	-

2 間伐面積

表Ⅱ-16

単位 面積：ha

区 分	間 伐 の 面 積
総 数	4,984
うち前半5年分	2,497

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

表Ⅱ-17

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	(変更なし)	690
うち前半5年分	(変更なし)	244

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設及び拡張すべき林道の数量等

表Ⅱ-18

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考
					延長	箇所				
開設	自動車道	日南市		築池	1.4		33 ha	○	5006	
				黒山・小布瀬	3.4		1,693 ha		24000	
				桑ノ木	2.2		71 ha		4010	
				林業専用道 吉野方1	1.0		30 ha	○	24001	
				林業専用道 吉野方2	0.5		30 ha	○	24002	
				林業専用道 日南1	5.0		300 ha	○	24003	
				林業専用道 日南2	6.0		300 ha	○	24004	
				小計	19.5					
				林業専用道 都井	1.5		30 ha	○	24005	
				林業専用道 串間1	5.8		150 ha	○	24006	
		小計	7.3							
		南那珂			9路線	26.8				
		開設計			9路線	26.8				

注 路線数の裸書は延数、() 書は実数

単位 延長：k m 面積：h a

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考
					延長	箇所				
拡張	自動車道		日南市	河原田		2	76 ha		4013	改良
				元野		1	98 ha		3002	改良
				荒平	1.5		84 ha		4012	舗装
				築池		2	33 ha		5006	改良
				中の谷		2	38 ha		4006	改良
				鍋山	0.8		241 ha		4025	舗装
				葛籠八重	1.3	3	48 ha		4002	舗装・改良
				宿之河内	0.6		85 ha		4018	舗装
				溜水	1.2	8	49 ha		4099	舗装・改良
				平鈴	2.5		68 ha		5040	舗装
				桑ノ木	8.1	1	71 ha		4010	舗装・改良
				鶉戸ノ谷	2.0		47 ha		5039	舗装
				鶉戸	2.0	2	45 ha		3023	舗装・改良
				大久保	0.6	1	40 ha		5001	舗装・改良
				尾羅河内		1	61 ha		3013	改良
				花立猪八重	1.4	3	107 ha		5038	舗装・改良
				倉迫		1	113 ha		4045	改良
				折生田		1	68 ha		4041	改良
				引猿		1	40 ha		5040	改良
				恵良迫		2	127 ha		4043	改良
				山仮屋	3.0		67 ha		4112	舗装
				菖蒲迫		1	117 ha		4044	改良
				岸之河内		3	48 ha		4050	改良
				霧島	1.5		35 ha		4074	舗装
				松永		1	150 ha		3001	改良
				神田		1	54 ha		3006	改良
				小吹毛井		1	107 ha		3007	改良
				永瀬		1	62 ha		4017	改良
				時任		1	56 ha		4004	改良
				瀬戸		1	41 ha		4016	改良
				坂元		1	66 ha		5005	改良
							小計	26.5	42	
			串間市	平床		1	103 ha		4032	改良
				小計		1				
			南那珂	32路線	26.5	43				
拡張計				32路線	26.5	43				

注 路線数の裸書は延数、() 書は実数